

《2024年度》

公益財団法人横浜学術教育振興財団  
海外渡航費助成申請書

記載上の注意入り

2024年 月 日

公益財団法人横  
理事長

記入が必要なシートは3枚あります。  
それぞれ印刷した時に1枚になるよう調整してください。  
こちらは「海外渡航」に関する費用のみ助成対象です。宿泊費やオン  
ラインで開かれる学会の参加費、登録料などの申請はできませんので  
ご注意ください。

1. 氏名

(フリガナ) 氏名			
生年月日	(西暦) 年 月 日生	満	歳 (2024年6月1日現在)
現住所	〒	TEL	
		e-mail	
所属機関	所在地		
	所属機関名		
	役職名		
	役職名	本務校がある場合はその本務先	
最終学歴	大学名も記入してください		
申請金額	(渡航先及び大学院生か否かにより上限額が設けられています。詳細：最終ページ注意事項) ¥ ,000 (千円未満切捨て)		
テーマ 空欄のどちらかに○印	発表テ	を記載)	
	調査テ	を記載)	
その他の助成の有無	助成金額	円	
研究実績	このページ内に入るよう、申請テーマに関する主要な実績についてまとめてください。		

一般研究者と院生で申請書と助成額が異なります。最終ページの注意事項を確認してください。また、航空運賃が、助成限度額より低い(安い)場合は、その金額で申請してください。

## 2. 会義・調査等の概要

会議・調査名 (和名がない場合でも適宜日本語に訳して記載してください。)	(会議名)			
	(和名)			
主催団体				
開催期間				
開催地	国名		都市名	
開催規模	参加国数		参加者数	
会議・調査の目的				
主な参加者の氏名・所属・国籍等				
過去の開催状況	開催年度		開催地	
本会議・調査参加により期待される効果				
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; color: red; font-weight: bold;">           開催時期との関係で「参加プログラム」の提出が難しい場合は、参加が確認できる主催者とのメールなどを“参考”として添付してください。受給決定後、助成金の請求までに改めてプログラムを提出してください。         </div>				
※ 海外での活動内容がわかる <b>参加プログラム等の資料</b> を添付して申請してください。 なお、資料の該当箇所(氏名、発表日、テーマなど)を <b>ハイライトで表示</b> してください。				
※ 併願をしていないことの確認	<input type="checkbox"/> (併願がなければ左の□に✓をいれてください。)			

4. 申請者連絡先等（このページに記載していただいた内容は審査には使用しません。）

申請者氏名	(お手数ですがお名前をもう一度記入してください)		
研究分野	(ご自身の専門分野について自由に記載してください)		
電話連絡先 (日中の連絡先)	↓優先順位 (左の枠に番号で優先順位を入れてください)		
		所属機関	( ) (内線 )
		自宅等	(どちらかを選び空欄に○をつけてください。)
	1		1ページ目の現住所(自宅)欄の番号と同じ
	2		その他の番号 ( )
	携帯電話	(差し支えなければお知らせください。選考委員会開催時に使用する場合があります。)	
メールアドレス	メインのアドレス	(どちらかを選び空欄に○をつけてください。)	
		1	1ページ目の現住所(自宅)欄のアドレスと同じ
	2	(メアド記載)	
	携帯メール等	(他のメールアドレスへの送信も希望される場合のみ記載してください)	
書類郵送先	2024年8月上旬の決定通知送付先		
	〒	(1ページ目の現住所(自宅)と同じ場合は記載省略可) <b>現住所以外に決定通知送付を希望の場合はこちらに記入してください。</b>	

**【海外渡航費助成上限額：円】** ※申請額を記入の際、この上限額にご留意ください。

	渡航エリア	一般（大学院生以外）	大学院生
1	ヨーロッパ・アフリカ・南米	200,000	100,000
2	北アメリカ・オセアニア	150,000	70,000
3	アジア(韓国、台湾を除く)	70,000	70,000
4	韓国・台湾	50,000	50,000

**【助成金受給者の義務等に関する事項】**

海外渡航費助成		
1	受給者の義務	<p>助成金受給者は以下の義務を負うものとします。</p> <p>(1)帰国後2カ月以内に関係書類を添えて成果報告書・渡航費領収書等を理事長あてに提出すること。</p> <p>(2)当財団の学術教育活動に協力すること</p>
2	計画変更	<p>助成金の対象となった渡航計画を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長にその旨を申し出て、承認を得なければなりません。</p>
3	採用取り消し及び返還	<p>次の各号に該当する場合は採用を取り消し、既に支給されたものについては全額または一部の返還を求めることがあります。</p> <p>(1) 他の助成金と重複受給したとき</p> <p>(2) 申請書の内容が事実と著しく相違したとき</p> <p>(3) 渡航を実行しないとき</p> <p>(4) 当財団の助成に関する規程等に違反したとき</p> <p>(5) その他、理事長が不相当と認めたとき</p>